2023年度5月8日以降の新型コロナウィルス感染症に係る取り扱いについて

2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同様の「5類」に分類されたことに伴い、本学の「名古屋造形大学における新型コロナウィルス感染症警戒ステージ」の取り扱いは廃止となりました。
5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の罹患による授業の欠席（出席停止）については、
まず「コロナ申請入力フォーム」入力、その後 2 週間以内に事務部窓口に「欠席届」を提出してください。
コロナ申請入力フォーム
https://forms.office.com/r/76KstRhkhj

＝＝

＜4月ガイダンス時における学生周知内容＞

◇教室における収容定員は対策としては制限しない

◇マスクの着用について

・原則として個人の判断とする。ただし、三密を避けられない状況においてはマスク着用を推奨する。

◇陽性者の対応について

・コロナフォームの入力は必須とする。
・1 週間の出校停止。
・出校停止期間の授業に関しては「欠席届」提出の対象とする。
　ただし、出校停止明けの 2 週間以内に、申請書類を提出すること。
・出校制限解除前の大学からの体調確認は行わない。

◇濃厚接触者の対応について

・コロナフォーム入力の廃止。
・出校停止などの制限の廃止。
・「欠席届」対象から除外。
　※感染を疑われる症状がある場合には、速やかに検査を受けること。

◇その他

・キャンパス内の検温器設置は廃止する
・アルコール消毒液は当面の間設置する。
・部活動における日常的な「活動報告書」の事務窓口への提出は義務付けない、ただし、顧問との連絡は常にとること。